

広島県選挙管理委員会告示第三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として次のものを指定した。

平成二十三年三月三日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	ケアハウス桜が丘保養園	東広島市西条町寺家五九七六番地	平成三年二月二日
老人ホーム	ケアハウス大仙	東広島市河内町入野一八九三番地二五	平成三年二月三日